

第1章 計画策定の背景と目的

1-1. 計画策定の趣旨

豊後大野市では、平成18年度に豊後大野市内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、豊後大野市地域公共交通会議を設置し、コミュニティバス等の運行に取り組んでおります。平成28年度には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「活性化再生法」とする。）に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取り組みを推進することを目的として豊後大野市地域公共交通網形成計画（計画期間：平成29（2016）年度～平成33（2021）年度）を策定しました。

豊後大野市地域公共交通網形成計画策定後、5年間において、少子高齢化の進行による住民ニーズの変化に加え、新型コロナウイルスの影響により公共交通を取り巻く環境が大きく変化してきました。

また、国では、令和2年11月に持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「活性化再生法」とする。）が改正されました。これにより、計画の名称は、従来の「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に変更され、地域の移動ニーズを踏まえ、地域自らが交通をデザインしていくことの重要性が高まっています。さらに、交通の分野だけでなく、都市計画や観光振興、福祉、教育等の様々な分野を含めた地域戦略の一環として取り組むことが必要となりました。

これらの背景を受け、豊後大野市では、第2次豊後大野市総合計画後期基本計画で示された、将来像「人も自然もシアワセなまち」まちづくり大綱「育ち合い、行動する、市民参画によるコミュニティづくり」の実現に向けて、公共交通が果たす役割を再認識し、持続的な公共交通体系を構築することを目的に、活性化再生法に基づき「豊後大野市地域公共交通計画」を策定します。

1-2. 計画の期間

本計画は、令和4年度（令和4年6月）から令和9年度（令和9年9月）までの5年間の計画期間としますが、計画期間中に必要があれば計画の見直しを行います。

1-3. 計画の対象区域

計画の対象区域は豊後大野市全域とします。ただし、市民の移動実態等を考慮し、市域外への移動で他自治体との広域連携が必要な場合は、協力して事業を推進します。

1-4. 本計画の位置づけ

本計画は、第2次豊後大野市総合計画後期基本計画及び第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略、大分県豊肥圏地域公共交通計画を上位計画とし、その理念や目標を踏まえた計画とします。

本市の公共交通の現状や取り巻く社会環境の変化、本計画を策定するにあたり実施した調査から得られた公共交通の課題を把握し、今後のまちづくりと連携した公共交通の方向性を示し、持続可能な公共交通とするための取組を明確化したものです。

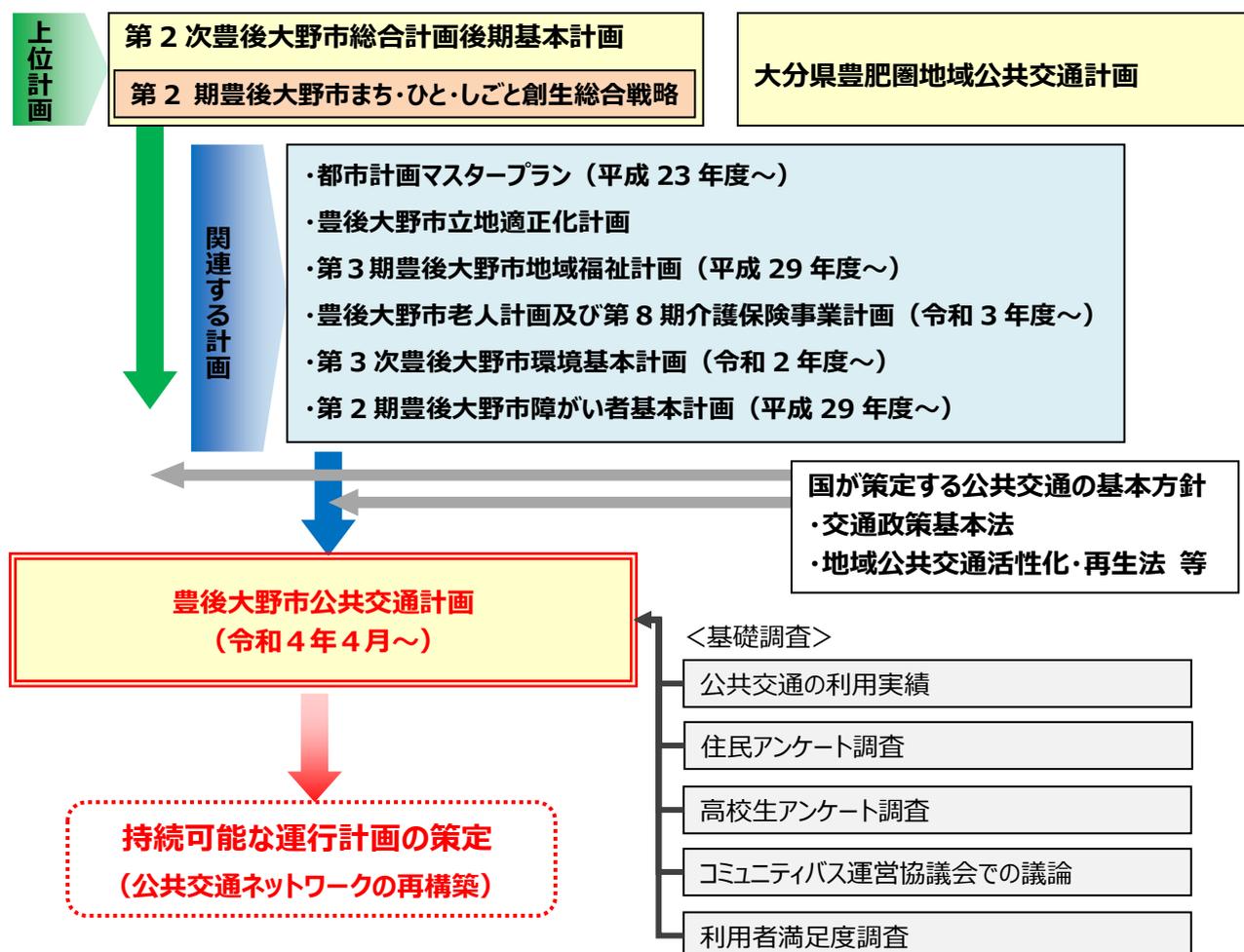


図1 豊後大野市地域公共交通計画の位置づけ